

# 沖縄琉惑クラブ会則

## 第1条（名称）

本会は、沖縄琉惑クラブ（略称：琉惑クラブ）と称する。

## 第2条（目的）

本会は、ラグビーを通じて会員相互の親交と人格の錬成を図るとともに、沖縄県のラグビーフットボール競技の普及・発展に寄与することを目的とする。

## 第3条（会員）

本会は、満38歳以上でラグビーを愛好する者をもって会員とする。

## 第4条（事業）

## 第5条（役員）

本会の運営のために、次の役員を置くこととする。

- |        |     |        |     |        |     |
|--------|-----|--------|-----|--------|-----|
| 1. 会 長 | 1 名 | 2. 副会長 | 若干名 | 3. 主 将 | 1 名 |
| 4. 副 将 | 2 名 | 5. 主 務 | 1 名 | 6. 副主務 | 若干名 |
| 7. 監 事 | 若干名 |        |     |        |     |

## 第6条（役員の職務）

1. 会長は、本会を代表し統括する。会長に事故あるときは副会長がその職務を代行する。
2. 競技に関する事項は主将がこれを統括し、副将がこれを補佐する。
3. 上記以外の運営に関することは主務がこれを統括し、副主務がこれを補佐する。
4. その他定めのない事項については、役員協議の上行う。

## 第7条（役員の選出及び任期）

役員については、会員の推薦ならびに互選とし、総会により決定する。

役員の任期は2年とし、再任はこれを妨げない。

## 第8条（会計）

本会の経費は、年会費、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

## 第9条（会費）

会員は年会費 6,000円を納付する。

年会費は、3月までに納入するものとする。

年会費を2年間滞納した場合「脱会」扱いとする。

ジャージ、ストッキング、背番号などは自己負担とする。

## 第10条（事業及び会計年度）

本会の会計年度は毎年4月1日より3月31日までとする。

## 第11条（慶弔規定）

会員またはその配偶者が死亡した時は、死亡弔慰金として10,000円を拠出する。

## 第12条（総会）

総会は、年1回開催する。招集は会長がこれを行う。

## 第13条（臨時会）

定めのない事態が発生した場合は、その都度臨時会を開き協議する。